

久喜市議会
平成30年9月定例会
議員提出議案

議 案 目 録

議員提出第 4 号	久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例 の一部を改正する条例……………	1
-----------	---	---

議員提出第4号

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成30年9月3日

提出者 久喜市議会議員
岡崎 克 巳
賛成者 久喜市議会議員
丹野 郁 夫
猪股 和 雄
斉藤 広 子

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成22年久喜市条例第205号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号に後段として次のように加える。

なお、区域内の下水を有効に排出するため、汚水については、周辺地域に影響を及ぼさないよう公共下水道施設に接続し、適切に排出できること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の久喜市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に提出される都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第35条の2第1項の規定による許可の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に提出された申請については、なお従前の例による。

（区域の指定の見直し）

3 市長は、この条例の施行後速やかに、新条例第3条に規定する区域の指定の見直しを行うものとする。

提案理由

生活衛生環境の確保のため、この案を提出するものであります。